

# 第1章 指針策定の趣旨

## 1 指針策定の背景

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障するため、本市ではこれまで「さいたま市教育総合ビジョン」の中に「さいたま市幼児教育ビジョン」を位置付けるとともに、「さいたま市幼児教育のあり方検討会議報告書」（平成24年9月）の提言に基づいて、このビジョンの実現を目指した「幼児教育推進事業」を実施してきました。

この間、国においては、平成27年より、全ての子どもに質の高い教育・保育、子育て支援を目指す、子ども・子育て支援新制度を開始しました。さらに平成30年4月には、新たな「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下、「幼稚園教育要領」等とします）が施行され、全ての施設が、幼児教育を行う施設として「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することとなりました。この「育みたい資質・能力」は、小学校以降の学習指導要領にも同様に示されており、子ども一人ひとりの学びが、小学校入学前から始まる連続的なものであることが明らかにされています。

このような中、「さいたま市幼児教育ビジョン」が平成31年3月で満了を迎える機会を捉え、就学前の全ての子どもを対象とした幼児教育の方向性を示す、新たなさいたま市の指針を策定し、今後も、「子育て楽しいさいたま市」にふさわしい幼児教育を推進することとしました。

## 2 指針策定の意義

さいたま市には、就学前の子どもが通う施設が600以上あります。これらの施設は園種や規模も様々で、ライフスタイルや環境の異なる保護者の多様なニーズに対応しています。

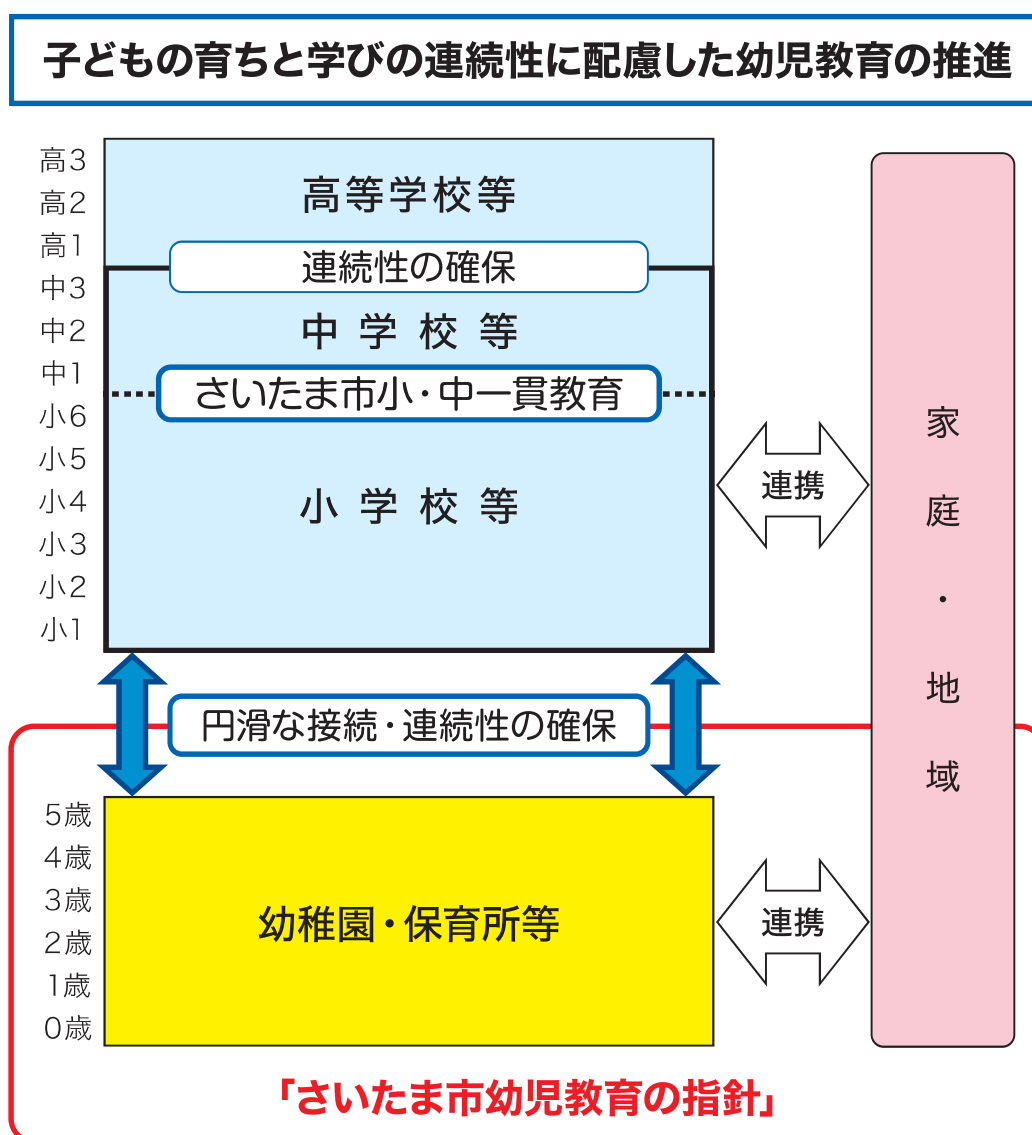
各施設が、保護者のニーズに対応して特色を発揮するとともに、就学前の全てのさいたま市の子どもに質の高い幼児教育の機会を保障するためには、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されることをはじめとした、どの施設においても大切にしたい幼児教育の方向性を共有することが重要です。また、乳幼児期の子どもにとって、家庭の影響が極めて大きいことを考えると、保護者と方向性を共有することも重要です。

そこで、施設と保護者と行政が手を携え「子育て楽しいさいたま市」にふさわしい幼児教育を実現するために、「さいたま市幼児教育の指針」を策定し、さいたま市として目指す方向性を示しました。

この指針は、国の示す「幼稚園教育要領」等を示された内容を基底とするとともに、「さいたま市総合振興計画」「さいたま市教育振興基本計画」「さいたま市子ども・子育て支援事業計画」等を踏まえて、乳幼児期の生活や遊びが小学校就学以降の学びへとつながることを意識し、策定しています。

さいたま市では、「第2期さいたま市教育振興基本計画」の基本的方向性の一つとして、小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の「12年間の学びの連続性を生かした『真の学力』の育成」を掲げ、全ての公立小・中学校において「小・中一貫教育」を実施しています。

そこで、幼稚園・保育所等の各施設が、本指針で示した方向性をもとに、園の理念や環境、子どもの実態を勘案して新しい時代にふさわしい保育を展開することにより、「小・中一貫教育」への円滑な接続、さらには0歳から高校卒業までの「育ちと学びの連続性」に配慮した幼児教育の質の向上が実現されます。そして、それは小学校以降の生活や学習の基礎を培い、「日本一の教育都市」の実現にむけた基盤を築くことにつながるものと考えます。



(※小学校等・中学校等・高等学校等には特別支援学校も含む)